

# 釧路市通訳者登録制度運営要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、釧路地域の国際化が進む中、市が通訳者についての照会に対応する必要性が大きくなっていることから、地域に在住する通訳者についての情報の集積と必要とされる通訳者情報の提供および通訳者の資質向上を行うことを目的とする。

## (登録要件)

第2条 釧路市通訳者登録制度に登録できる個人は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 18歳以上の者で、日本語と日本語以外の言語について、日常会話以上の会話能力を有する者
- (2) 主に釧路市内での活動に関わることが可能な者
- (3) 釧路市通訳者登録制度を利用して政治活動、宗教活動を行おうとする者でないこと
- (4) 釧路市暴力団排除条例（釧路市条例第33号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、若しくは暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）でないこと

## (登録)

第3条 通訳者として登録を希望する者は、本人が登録用紙（様式1）を市に提出するものとする。

2 市は、前号の登録用紙を受領し、記載内容が適当と認められる場合は、登録完了通知書（様式2）を、登録を受けたもの（以下「登録者」という。）に通知するものとする。

## (登録期間)

第4条 登録期間は登録が完了した日から登録の取り消しとなった日までとする。

## (登録内容の変更)

第5条 登録者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに登録事項変更届を（様式3）により市に届け出るものとする。

## (登録の取消し)

第6条 登録者が次のいずれかに該当すると認められたときは、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 登録者から登録取り消しの申し出があったとき
- (2) 長期間にわたり理由なく連絡がとれないとき
- (3) 登録者が死亡したとき
- (4) その他、市長が登録者として適当でないとするとき

(登録者情報の利用)

第7条 登録者情報の提供を希望する者は、市に対し、登録者の照会に必要な情報を提供しなければならない。

- 2 市は、照会のあった言語について、登録者が同意した範囲の登録者情報(様式4)を依頼者に提供するものとする。
- 3 提供情報に基づき登録者に業務を依頼する場合は、依頼者と登録者との協議により、双方の責任において実施することとし、市はその成果を保証するものではなく、またその他一切の責任を負わないものとする。
- 4 通訳者の照会で得た情報は、登録者本人の承諾なくして他に漏らしてはならない。
- 5 第2項の規定による登録者情報を利用しようとする個人または企業等は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

(1) 次のいずれかに該当する個人または企業等

- ア 暴力団(釧路市暴力団排除条例(釧路市条例第33号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 役員等(法人以外の団体の代表者を含む。以下この号において同じ。)が暴力団員(釧路市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であるもの
- ウ 暴力団員が実質的に経営を支配し、又は経営に関与しているもの
- エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているもの
- オ 役員等が暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与(取引など)しているもの
- カ 役員等が暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- キ 役員等が暴力団員であることを知りながら、これを利用しているもの

(2) マルチ商法、マルチまがい商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法その他これらに類する方法で商品を販売する活動を行う個人または企業等

(3) 消費者センター等の公的機関に苦情があり、紛争となっており、又はマスコミ等で問題となっている個人または企業等

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める風俗営業(もっぱら飲食を主体とする食堂、レストラン等の営業を除く。)、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業をしている個人または企業等

(5) 法令等に違反する活動や事業及びそのおそれのある活動を行う個人または企業等

(6) 公序良俗に反する活動及びそのおそれのある活動を行う個人または企業等

(7) 人権侵害となる活動及びそのおそれのある活動を行う個人または企業等

(8) その他釧路市通訳者登録制度の目的に合致しないと判断される活動を行う個人または企業等

(実績の報告)

第8条 本制度による情報提供を受けた依頼者は、制度の向上と利活用の促進のため、利

用の有無にかかわらず、実績報告書（様式6）を市に提出しなければならない。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第9条 依頼者および登録者は、業務上知り得た情報を第三者に提供してはならず、個人情報においては、釧路市個人情報保護条例の規定に則り、適正に取り扱わなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本制度の運営に必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。